

令和2年5月1日
13:30～ 議会運営委員会室

第3回議会基本条例検証委員会 次第

- 1 第2回検証委員会の協議結果について（確認）
- 2 評価・検証案の確認・決定について
- 3 その他

第2回 議会基本条例検証委員会 会議要旨

開催日：令和元年12月9日（月曜日）

会場：議会運営委員会室

出席者：宮崎座長（自由民主党）

本田委員（公明党）

大久保委員（ハートフル北九州・代理）

戸町委員（自民の会）

藤沢委員（日本共産党）

【以下オブザーバー参加】

讃井議員（ふくおかネット）

村上議員（村上さところ）

議題：

- 1 第1回検証委員会の協議結果について（確認）
- 2 評価・検証シート（案）の確認・決定について
- 3 その他

主な意見など

1 第1回検証委員会の協議結果について（確認）

【事務局説明】

※資料1により、説明。

【座長】

・ただ今の説明について、ご確認いただけるか。（全員了承）

2 評価・検証シート（案）の確認・決定について

【事務局説明】

※資料2により、説明。

【座長】

・ただ今の説明を踏まえ、今後、当委員会において評価・検証を行ううえで、追加が必要と思われる情報などがあれば、発表願いたい。

【大久保委員】

・各取り組みに係る予算の推移を、分かる範囲で掲載して欲しい。

【戸町委員】

- ・本市議会は「常任委員会中心主義を採る」ということで、議会基本条例は作られている。常任委員会がどこまでしっかり活動しているか確認するためにも、常任委員会における市内視察の実績を掲載して欲しい。

【本田委員】

- ・予算特別委員会・決算特別委員会の、市長質疑のインターネット中継のアクセス件数を掲載して欲しい。

【藤沢委員】

- ・請願・陳情件数について、各委員会でアンバランスがあると思うので、委員会毎の内訳を掲載して欲しい。

【座長】

- ・では、今の資料について、事務局の方で追加していただきたい。
- ・今後、まずは、我々5人の委員で評価・検証作業を行い、本委員会の案を作成していきたい。
- ・その後、各委員には、所属する会派に対し、本委員会の評価・検証案を説明し、意見を聴いて欲しい。
- ・委員の所属会派以外の議員に対しても、本委員会の評価・検証案に対する意見を聴いていきたい。

3 その他**【座長】**

- ・第3回検証委員会の開催日程については、事務局に調整させ、決まり次第連絡したい。

議会基本条例検証委員会 評価・検証案 概要

1 評価の概要

評価区分	評価項目数	評価基準
1 十分できている	4項目	○積極的な取り組みを行っており、条例の目的が十分達成されている。
2 ある程度できている	1 2項目	○取り組みに改善すべき余地があるものの、条例の目的がある程度達成されている。
3 できていない	0項目	○改善すべき点が多く、条例の目的が満足に達成されていない。 (又は) ○条例の目的が全く達成されていない。
4 その他	4項目	○上記のいずれにも該当しない。

※「4 その他」は、条文の内容が目的や理念、別に定めがあることを示している場合に評価になじまないとしたもの。

2 条文改正の必要性

条文改正の必要性の有無	項目数
改正の必要性有り	2項目

□評価項目「 3 議会の役割及び活動原則」関連：第2条第1項第3号

議会の政策立案及び政策提言機能をさらに強化するため、常任委員会における行政視察の精力的な企画・立案、実施や、海外視察の企画方法等の抜本的見直しなどを行い、市政に資する他都市の先進事例や失敗事例の調査をさらに積極的に行う旨を明確にするよう改正するもの。

新	旧
(議会の役割及び活動原則) 第2条 議会は、合議制である議会の特性を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。 ～ 略 ～ (3) <u>市政の課題について先進事例等の調査を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。</u>	(議会の役割及び活動原則) 第2条 議会は、合議制である議会の特性を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。 ～ 略 ～ (3) <u>市政の課題について調査を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。</u>

□評価項目「11 議会報告会の開催」関連：第14条

近年の情報伝達手段の発達に伴い、議会活動について市民に報告する手段も、インターネットを利用した、ホームページやSNSでの資料や動画の掲載・配信等、多様化している。

現行の規定では、報告手段を「議会報告会の開催」のみに限定していることから、多様な手段による議会報告を可能とするよう改正するもの。

新	旧
(議会報告の実施) 第14条 議会は、 <u>市民に対して積極的に議会活動に関する報告を行い、市民への</u> 説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるものとする。	(議会報告会の開催) 第14条 議会は、 <u>必要に応じて議会報告会を開催し、市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるものとする。</u>

3 条文の追加

□「議会の災害及び健康危機等への対応」に関する条文案

大規模災害への対応は無論のこと、現在、本市だけではなく全世界的な最重要課題となっている新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする様々な危機への対応等に当たり、本市議会として、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民の安全と安心を確保するとの決意や、係る体制を整備することについて明確にするため追加するもの。

第〇章 議会の災害及び健康危機等への対応 (災害及び健康危機等発生時の体制の整備) 第〇〇条 議会は、大規模災害及び重大な健康被害等の危機発生による緊急の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民の安全と安心を確保するため、市長その他の行政機関と連携・協力し、迅速な活動が図られるよう、大規模災害及び重大な健康被害等の危機発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。
--

□ 条文追加箇所

現行条文中、「第3章 議員の役割」に続いて、「第4章 議会の災害及び健康危機等への対応」として新たに章立てし、「第6条 災害及び健康危機等発生時の体制の整備」として条文を追加し、以下条文順次繰り下げ。

新	旧
<p>第3章 議員の役割 (会派) 第5条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、～(略)～ 3 会派は、～(略)～</p> <p><u>第4章 議会の災害及び健康危機等への対応</u> (<u>災害及び健康危機等発生時の体制の整備</u>) <u>第6条 議会は、大規模災害及び重大な健康被害等の危機発生による緊急の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民の安全と安心を確保するため、市長その他の行政機関と連携・協力し、迅速な活動が図られるよう、大規模災害及び重大な健康被害等の危機発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>第5章 議会と執行機関の関係</u> (市長その他の執行機関との関係) <u>第7条 二元代表制の下、議事機関である議会と市長その他の執行機関は、独立対等の立場で、適度な緊張関係と信頼関係を築き、相互の議論を深め、調整を行いながら、本市の意思決定を行う。</u></p>	<p>第3章 議員の役割 (会派) 第5条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、～(略)～ 3 会派は、～(略)～</p> <p>第4章 議会と執行機関の関係 (市長その他の執行機関との関係) 第6条 二元代表制の下、議事機関である議会と市長その他の執行機関は、独立対等の立場で、適度な緊張関係と信頼関係を築き、相互の議論を深め、調整を行いながら、本市の意思決定を行う。</p>

4 評価・検証案一覧

評価項目	評価	条文改正の 必要性 有=○ 無=×	今後の取組の方向性
1 前文	4	×	—
2 目的	4	×	—
3 議会の役割及び 活動原則	2	○	<ul style="list-style-type: none"> ・議員又は委員相互間の討議を活発に行うとともに、超党派による勉強会等を積極的に行うことなどにより、政策立案及び政策提案機能をさらに発揮できるよう努める。 ・議会の政策立案及び政策提言機能をさらに強化するため、常任委員会を定例開催（例えば「毎週○曜日に開催する」など）するなどの改善を図る。 ・常任委員会においても、さらに積極的に議員提案政策条例の立案等についての検討を行う。又は、議員提案政策条例について検討する場合は特別委員会を設置し、同委員会において立案等を行う。 ・「市民との協働による開かれた議会の実現」を図るためにも、「カフェトーク in 北九州～議員とまちを語ろう～」で得た市民意見等を積極的に議会活動につなげ、常任委員会の所管事務調査等における調査事項とするなどの改善を図る。 ・「議会報告会」を開催するのであれば、所管事務調査を通じ、議会の政策立案機能及び監視機能の強化に係る中心的役割を果たしている、常任委員会の審査内容について報告するなどの改善を図る。また、多くの市民が参加できるよう、開催場所等の改善も図る。 <p style="text-align: right;">(つづく)</p>

評価項目	評価	条文改正の 必要性 有=○ 無=×	今後の取組の方向性
			<ul style="list-style-type: none"> ・市議会及び市政への関心をさらに高め、「市民との協働による開かれた議会の実現」を図るため、SNSの活用や、「市議会だより」の発行回数の増加等、より一層の進化を図る。 ・現在、インターネットのみで行っている、本会議の全日程の生中継については、「市民との協働による開かれた議会の実現」をさらに推進するため、ケーブルテレビでの実施についても検討する。 ・公聴会は北九州市議会会議規則第76条の4において、意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等については「賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない」ことが規定されているが、参考人制度には当該規定がないことから、学識経験者等による意見の公平性を担保することが困難であるため、これを改善するためのルールの策定等を行う。
4 議員の役割	2	×	<ul style="list-style-type: none"> ・議員は引き続き、公選による公職にある者として市民を代表して活動を行い、研さんに努め、高い倫理観に基づいて行動し、市民からの負託に応えていけるよう、努力を続けていく。
5 議会と執行機関との関係	2	×	—
6 議会運営	2	×	<ul style="list-style-type: none"> ・議員相互間の討議については、さらに活発に行われるよう努める。 ・危機対応に係る審議等を、さらに迅速かつ柔軟に行えるよう、通年会期制について研究する。
7 委員会	1	×	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の政策立案及び政策提言機能をさらに強化するため、常任委員会を定例開催（例えば「毎週○曜日に開催する」など）するなどの改善を図る。 ・今後、設置する特別委員会は、設置する期間等をさらに明確にする。

評価項目	評価	条文改正の 必要性 有=○ 無=×	今後の取組の方向性
8 会議等における 質疑応答	1	×	<ul style="list-style-type: none"> ・議員又は委員相互間の討議については、さらに活発に行われるよう努める。
9 市民参加	1	×	<ul style="list-style-type: none"> ・「カフェトーク i n 北九州～議員とまちを語ろう～」で得た市民意見等を積極的に議会活動につなげるため、常任委員会の所管事務調査等における調査事項とするなどの改善を図る。 ・市議会及び市政への関心をさらに高め、市議会議員選挙等の投票率向上に資するため、「カフェトーク i n 北九州～議員とまちを語ろう～」の開催場所等についての改善を図るなど、各種活動をより一層推進する。
10 公聴会及び参考 人制度の活用	2	×	<ul style="list-style-type: none"> ・公聴会は北九州市議会会議規則第76条の4において、意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等については「賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない」ことが規定されているが、参考人制度には当該規定がないことから、学識経験者等による意見の公平性を担保することが困難であるため、これを改善するためのルールの策定等を行う。
11 議会報告会の 開催	1	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「議会報告会」を開催するのであれば、所管事務調査を通じ、議会の政策立案機能及び監視機能の強化に係る中心的役割を果たしている、常任委員会の審査内容について報告するなどの改善を図る。また、多くの市民が参加できるよう、開催場所等の改善も図る。
12 議会広報の充実	2	×	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会及び市政への関心をさらに高め、「市民との協働による開かれた議会の実現」を図るため、SNSの活用や、「市議会だより」の発行回数の増加等、より一層の進化を図る。 ・議員が議案を作成、提出する政策条例等の可決後に、議長が記者会見を行いその内容を説明するなど、さらなる改善を図る。

評価項目	評価	条文改正の 必要性 有=○ 無=×	今後の取組の方向性
13 会議等の公開	2	×	・現在、インターネットのみで行っている、本会議の全日程の生中継については、「市民との協働による開かれた議会の実現」をさらに推進するため、ケーブルテレビでの実施についても検討する。
14 議会の機能強化	2	×	・常任委員会においても、さらに積極的に議員提案政策条例の立案等についての検討を行う。又は、議員提案政策条例について検討する場合は特別委員会を設置し、同委員会において立案等を行う。 ・当評価項目については、いずれも積極的な取り組みを行っているが、次回、当条例を検証・見直す際には、見直し後の海外視察の成果等を勘案のうえ、改めて総合的に評価すべきものと考ええる。
15 学識経験者等の活用	2	×	・地方自治法第100条の2に基づく学識経験者等の活用についても、学識経験者等による意見の公平性を担保する規定がないことから、これを担保するためのルールの策定を含め、当規定に基づき活用する場合の規定についての検討を行う。
16 議会事務局・議会図書室	2	×	・事務局体制については、議会及び議員が、市民との協働による開かれた議会の実現を図り、もって市民の福祉の増進及び市政の発展に寄与していくための活動を十分に行えるよう、必要に応じて組織及び書記の人員等の強化を行う。
17 議員定数等	4	×	・今後も社会情勢等を踏まえ、適時見直しを行う。
18 議会の機能強化	2	×	・使途の透明性のさらなる確保について、引き続き検討する。
19 議員の資産等の公開	4	×	・規定に基づき、今後も適切に公開を行う。
20 他の条例等との関係・条例の見直し	2	×	・議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、引き続き、本条例との整合を図るものとする。

議会基本条例検証委員会 評価・検証案

評価項目	1 前文
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】</p> <p>日本国憲法においては、地方自治体にはその議事機関として議会が設置されることや、議会の議員と執行機関である地方自治体の長はそれぞれの選挙を通じて主権者から信任を得て、その役割を果たす二元代表制をとることが規定されている。</p> <p>この二つの代表機関は、相互に独立・対等の立場で、互いを尊重し、それぞれ適切にその役割を果たすことが求められている。</p> <p>国と地方の関係に大きな変化が生じ、議会に対する市民の関心も高まりを見せるなか、北九州市議会においても市民との協働による開かれた議会の実現を目指すことが求められている。</p> <p>よって、北九州市議会は、市民への責任を果たすため、議会や議員の役割及び活動原則、議会と執行機関との関係及び議会と市民との関係等を明らかにし、市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。</p> <p>【条文の解説】</p> <p>前文は、議会基本条例を制定しようとした背景や市民との協働による開かれた議会の実現を図るなど、北九州市議会が市民の負託に応えるための決意を表明したものです。</p> <p>※ 議事機関 条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、その他地方公共団体の行政運営の基本的事項について審議し、決定する権能を有する機関。議会を指す。</p> <p>※ 執行機関 独自の執行権限をもち、その担任する事務について、国又は地方公共団体等の意思を自ら決定し、執行する権能を有する機関。地方公共団体の長（都道府県知事、市町村長）及び教育委員会等の委員会及び委員を指す。</p> <p>※ 二元代表制 議員と市長は、それぞれ市民による直接選挙で選ばれ、議員で構成する議事機関（議会）と市長等の執行機関（執行部）が独立・対等の立場で、抑制、均衡しながら地方公共団体の運営を行う仕組み。</p> <p>※ 市民との協働による開かれた議会 議会が活動を行う際に、市民との意見交換や議会の意思決定過程の公開等を行うことによって、市民の多様な意見を把握し、市民の参加のもと諸課題の解決を図るという北九州市議会が目指す方向性。</p>

取組状況	※ 他の条文にも関連する総論的な評価項目であるため、当項目での記載は省略する。	
評価	4	1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他
	【評価理由】 ○ 総論的な項目であるため、評価になじまない。	
条文改正の必要性	2	1 有 2 無
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】	
今後の取組の方向性	—	

評価項目	2 目的	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 (目的) 第1条 この条例は、地方自治及び二元代表制の趣旨に基づき、議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民との協働による開かれた議会の実現を図り、もって市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>【条文の解説】 本条では、市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与するために、議会に関する基本的な事項を定めることで、市民との協働による開かれた議会の実現を図ることを規定しています。</p> <p>※ 市民との協働による開かれた議会 議会が活動を行う際に、市民との意見交換や議会の意思決定過程の公開等を行うことによって、市民の多様な意見を把握し、市民の参加のもと諸課題の解決を図るという北九州市議会が目指す方向性。</p>	
取組状況	※ 他の条文にも関連する総論的な評価項目であるため、当項目での記載は省略する。	
評価	4	1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他
条文改正の必要性	2	1 有 2 無 【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】
今後の取組の方向性	—	

評価項目	3 議会の役割及び活動原則
<p>関係条文及び条文の解説</p>	<p>【関係条文】</p> <p>(議会の役割及び活動原則)</p> <p>第2条 議会は、合議制である議会の特性を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>(1) 議案等の審議及び審査により、本市の意思決定を行うこと。</p> <p>(2) 独任制である市長その他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと。</p> <p>(3) 市政の課題について調査を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。</p> <p>(4) 意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと。</p> <p>2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) 市民との意見交換等を通じて多様な課題の解決に取り組むこと。</p> <p>(2) 議員相互間及び市長その他の執行機関との討議を活発に行うこと。</p> <p>(3) 議会活動について、市民への説明責任を果たし、情報公開を行うこと。</p> <p>(4) 議会を取り巻く情勢の変化を認識し、不断の議会改革を行うこと。</p> <p>【条文の解説】</p> <p>本条は、議会の役割及び活動原則について規定しています。</p> <p>第1項では、第1号から第4号で、議会の果たすべき役割を規定しています。</p> <p>第2項では、第1号から第4号で、議会の役割を果たすための活動原則を規定しています。</p> <p>※ 合議制 複数的人员で構成された組織体において、その構成員が集まって議論を通じて意思を決定する制度をいう。</p> <p>※ 独任制 合議制に対するもので、1人で機関を構成し、独立して職務を執行し、意思を決定する制度をいう。</p> <p>※ 意見書 地方自治法第99条の規定に基づき、議会は、市の公益に関することについて、国会や関係行政庁に議会としての意思を意見としてまとめた文書を提出することができる。意見書の案は、議員又は委員会が提出し、本会議でその可否を決める。</p> <p>※ 決議 地方自治法に根拠規定はないが、議会が行う事実上の意思形成行為で、政治的効果をねらい、あるいは議会の意思を対外的に表明することが必要である等の理由でなされる議決のことをいう。</p>

	<p>※ 審議 「審議」は、本会議で付議事件について説明を聞き、質疑し、討論をし、表決するといった一連の過程を指す用語。</p> <p>※ 審査 「審査」は、委員会において、付託を受けた議案、請願等について、議論し、結論を出す一連の過程を指す用語。</p> <p>※ 政策立案、政策提言 政策立案とは、政策研究を行うことで、その明らかになった問題について、解決するための有効な政策をまとめること。 政策提言とは、上記の取りまとめた政策を発信すること。</p>	
取組状況	<p>※ 他の条文にも関連する総論的な評価項目であるため、当項目での記載は省略する。</p>	
評価	2	<p>1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p>
		<p>【評価理由】</p> <p>○ 会議の質疑応答における一問一答方式の導入や、議員一人当たりの質疑・質問時間の平等化を図ったことにより、多くの議員による多様な議論が活発に、かつ市民に分かりやすく行われている。</p> <p>○ 請願、陳情の審査において、傍聴者にも分かりやすい審査を行うための審査資料の傍聴者への配付や、口頭陳情を含め基本的に、請願、陳情とも同じ取り扱いを行うとともに、陳情件数が増加する中であっても適正かつ効率的な審査が行えるよう、取扱基準を策定し、適切に運用している。</p> <p>○ 議員提案政策条例については、常任委員会や任意の会合において積極的に政策立案を行い、条例案を作成してきた。</p> <p>○ 議会報告として「カフェトーク in 北九州～議員とまちを語ろう～」を開催し、毎年度、「市民との協働による開かれた議会の実現」に資するテーマ、実施内容や集客方法等について積極的に検討し、実施している。</p> <p>○ 「市議会だより」については令和元年度から、議員で構成する「市議会だより編集委員会」による編集を行うことにより、毎号、市民がさらに議会への関心と理解を高めることができるよう、積極的に改善を図っている。</p> <p>○ 議会改革については、議会改革協議会等において断続的かつ積極的に、議会及び議員に関するあらゆる分野の改革について検討、実践してきた。 など</p>
条文改正の必要性	1	<p>1 有 2 無</p>

	<p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会の政策立案及び政策提言機能をさらに強化するため、常任委員会における行政視察の精力的な企画・立案、実施や、海外視察の企画方法等の抜本的見直しなどを行い、市政に資する他都市の先進事例や失敗事例の調査をさらに積極的に行う旨を明確にするよう改正するもの。 <table border="1" data-bbox="414 403 1340 806"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 403 869 448">新</th> <th data-bbox="869 403 1340 448">旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="414 448 869 806"> <p>(議会の役割及び活動原則) 第2条 議会は、合議制である議会の特性を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(3) <u>市政の課題について先進事例等の調査を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。</u></p> </td> <td data-bbox="869 448 1340 806"> <p>(議会の役割及び活動原則) 第2条 議会は、合議制である議会の特性を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(3) <u>市政の課題について調査を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	新	旧	<p>(議会の役割及び活動原則) 第2条 議会は、合議制である議会の特性を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(3) <u>市政の課題について先進事例等の調査を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。</u></p>	<p>(議会の役割及び活動原則) 第2条 議会は、合議制である議会の特性を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(3) <u>市政の課題について調査を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。</u></p>
新	旧				
<p>(議会の役割及び活動原則) 第2条 議会は、合議制である議会の特性を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(3) <u>市政の課題について先進事例等の調査を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。</u></p>	<p>(議会の役割及び活動原則) 第2条 議会は、合議制である議会の特性を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(3) <u>市政の課題について調査を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。</u></p>				
<p>今後の取組の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議員又は委員相互間の討議を活発に行うとともに、超党派による勉強会等を積極的に行うことなどにより、政策立案及び政策提案機能をさらに発揮できるよう努める。 ○ 議会の政策立案及び政策提言機能をさらに強化するため、常任委員会を定例開催（例えば「毎週〇曜日に開催する」など）するなどの改善を図る。 ○ 常任委員会においても、さらに積極的に議員提案政策条例の立案等についての検討を行う。又は、議員提案政策条例について検討する場合は特別委員会を設置し、同委員会において立案等を行う。 ○ 「市民との協働による開かれた議会の実現」を図るためにも、「カフェトーク in 北九州～議員とまちを語ろう～」で得た市民意見等を積極的に議会活動につなげ、常任委員会の所管事務調査等における調査事項とするなどの改善を図る。 ○ 「議会報告会」を開催するのであれば、所管事務調査を通じ、議会の政策立案機能及び監視機能の強化に係る中心的役割を果たしている、常任委員会の審査内容について報告するなどの改善を図る。また、多くの市民が参加できるよう、開催場所等の改善も図る。 ○ 市議会及び市政への関心をさらに高め、「市民との協働による開かれた議会の実現」を図るため、SNSの活用や、「市議会だより」の発行回数増加等、より一層の進化を図る。 ○ 現在、インターネットのみで行っている、本会議の全日程の生中継については、「市民との協働による開かれた議会の実現」をさらに推進するため、ケーブルテレビでの実施についても検討する。 ○ 公聴会は北九州市議会会議規則第76条の4において、意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等については「賛成者及び反対者がいるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない」ことが規定されているが、参考人制度には当該規定がないことから、学識経験者等による意見の公平性を担保することが困難であるため、これを改善するためのルールの策定等を行う。 				

評価項目	4 議員の役割
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第3条 議員は、公選による公職にある者として市民を代表して活動を行い、研さんに努め、高い倫理観に基づいて行動し、市民からの負託に応えなければならない。</p> <p>(議員の役割及び活動原則)</p> <p>第4条 議員は、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>(1) 議案等の審議及び審査を行うこと。</p> <p>(2) 市政の課題について、政策立案及び政策提言を行うこと。</p> <p>(3) 市民との協働による開かれた議会の実現に資するため、不断の努力を行うこと。</p> <p>2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) 多様な市民の意見と市政の課題を的確に把握し、市の政策立案及び政策提言に適切に反映させること。</p> <p>(2) 市の政策立案及び政策提言に必要な調査研究を行うこと。</p> <p>(3) 各区の実情等の把握に努め、市全体の利益を勘案して、本市の意思決定に反映させること。</p> <p>(4) 自らの議会活動及び議会における政策立案、政策決定等の過程について、市民にわかりやすく説明すること。</p> <p>(会派)</p> <p>第5条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案等その意思を決定するときは、会派内で十分な討議を行うものとする。</p> <p>3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p> <p>【条文の解説】</p> <p>第3条</p> <p>本条は、議員の責務を規定しています。</p> <p>※ 公選による公職</p> <p>法律に基づく選挙により選ばれた公の職をいう。地方自治体の議会の議員のほか、国会議員や地方自治体の長も該当する。</p> <p>第4条</p> <p>本条は、議員の役割及び活動原則を規定しています。</p> <p>第1項では、第1号から第3号で、議員の果たすべき役割を規定して</p>

	<p>います。</p> <p>第2項では、第1号から第4号で、議員の役割を果たすための活動原則を規定しています。</p> <p>第5条</p> <p>本条は、会派について規定しています。</p> <p>※ 会派</p> <p>市政に対して同じような考え方や意見を持っている議員は、グループをつくって活動しており、このグループを「会派」という。</p>	
取組状況	<p>※ 他の条文にも関連する総論的な評価項目であるため、当項目での記載は省略する。</p>	
評価	2	<p>1 十分できている 2 ある程度できている</p> <p>3 できていない 4 その他</p>
		<p>【評価理由】</p> <p>○ 議員は、第3条及び第4条の規定に則り、その責務、役割を果たし、活動している。</p> <p>○ 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案等その意思を決定するときは、会派間で調整を行い、円滑な合意形成を図っている。</p>
条文改正の必要性	2	<p>1 有 2 無</p>
		<p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p>
今後の取組の方向性	<p>○ 議員は引き続き、公選による公職にある者として市民を代表して活動を行い、研さんに努め、高い倫理観に基づいて行動し、市民からの負託に応えていけるよう、努力を続けていく。</p>	

評価項目	5 議会と執行機関との関係
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】</p> <p>(市長その他の執行機関との関係)</p> <p>第6条 二元代表制の下、議事機関である議会と市長その他の執行機関は、独立対等の立場で、適度な緊張関係と信頼関係を築き、相互の議論を深め、調整を行いながら、本市の意思決定を行う。</p> <p>(資料の要求)</p> <p>第7条 議会は、市長その他の執行機関に対し、審議等に必要な資料の提供を求めることができる。</p> <p>(議決事件)</p> <p>第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件については、別に定める。</p> <p>【条文の解説】</p> <p>第6条</p> <p>本条は、議会と市長その他の執行機関との関係について規定しています。</p> <p>※ 適度な緊張関係と信頼関係</p> <p>二元代表制のもと、議事機関である議会と市長その他の執行機関とは、それぞれの機能を市民のために十分に発揮することが求められており、一定の緊張関係を保ちつつも、市民福祉の増進及び市勢の発展という共通目標に向けた信頼関係の構築も欠かすことができない。</p> <p>第7条</p> <p>本条は、議会が、議案等の審議、市長その他の執行機関に対しての監視及び評価、政策立案及び政策提言等を行うため、市長その他の執行機関に対して有している情報の提供を求めることができることを規定しています。</p> <p>市長その他の執行機関には、求められた資料の提供に対して、誠実な対応が求められます。</p> <p>第8条</p> <p>議会の議決事件については、地方自治法第96条第1項において、条例を制定改廃すること、予算を定めること、決算を認定することなどの15項目が規定されています。</p> <p>また、同条第2項で、議決することが必要と認める事件については、条例で追加して定めることができると規定されています。</p> <p>なお、本市では既に「北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」が制定されており、「基本構想及び基本計画の策定、変更又は</p>

廃止に当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならない」(第3条)と定めています。

1 調査

(1) 概要

執行部や他の自治体に対して、事務局を通じて調査を実施する。

(2) 条例施行(平成23年10月1日)前の状況との比較

● 執行部調査件数

平成22年度	23	24	25	26
548件	541件	517件	376件	207件
27年度	28	29	30	
466件	338件	336件	214件	

※執行部調査資料には、他都市の数値比較がされているものが含まれる。

● 他都市向け調査件数

平成22年度	23	24	25	26
14件	20件	11件	10件	5件
27年度	28	29	30	
8件	6件	4件	7件	

● 他都市からの調査件数

平成22年度	23	24	25	26
245件	281件	296件	270件	235件
27年度	28	29	30	
292件	274件	269件	257件	

取組状況

2 資料要求

(1) 概要

予算特別委員会及び決算特別委員会の局別審査に際し、各会派が資料提出を依頼する。

(2) 条例施行(平成23年10月1日)前の状況との比較

● 資料要求件数

平成22年度	23	24	25	26
2件	7件	4件	5件	7件
27年度	28	29	30	
2件	4件	6件	6件	

	<p>3 調査等に関する発行物</p> <p>(1) 概要 上記のほか、議員の調査研究、執行機関との審議に資する資料として、次のものを作成、発行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「議員ハンドブック (300 頁程度)」 <年1回> ・ 「調査号 (100 頁程度)」 <予算議会、決算議会時> <p>4 議決事件</p> <p>(1) 概要 「北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」を平成 20 年 9 月に制定し、議会の議決を必要とする事件として、「基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止」を定めている。 平成 23 年 7 月に一部改正 (地方自治法改正によるもの)。</p>	
評 価	2	<p>1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p>
	<p>【評価理由】</p> <p>○ 議会が、議案等の審議、市長その他の執行機関に対しての監視及び評価、政策立案及び政策提言等を行うために、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的に、市長その他の執行機関、及び他都市に対して有している情報の提供を求めるなどにより、市政の課題について調査を行っている。(また、他都市の議会による調査に資するため、同議会からの求めに応じて適切に、本市の情報を提供している。) ・ 市議会事務局は適切に、議員による議案の審議等に資する資料を作成、発行している。 <p>○ 「北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」に基づき、基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止について適切に審議、議決している。</p>	
条文改正の必要性	2	<p>1 有 2 無</p>
【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】		
今後の取組の方向性	<p>○ 引き続き積極的に、市長その他の執行機関、及び他都市に対して有している情報の提供を求めるなどにより、市政の課題について調査を行い、適切に本市の意思決定を行う。</p>	

評価項目	6 議会運営																				
関係条文 及び条文 の解説	<p>【関係条文】</p> <p>(議会運営)</p> <p>第9条 議会は、議会の運営に当たり、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、議員平等の原則に則り民主的で円滑な運営を推進する。</p> <p>2 議会運営に関わる事項については、この条例の趣旨に則り、議会運営委員会において協議し、調整する。</p> <p>3 議長は、議会を代表して、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。</p> <p>4 副議長は、議長と協力し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。</p> <p>【条文の解説】</p> <p>本条は、議会運営について規定しています。</p> <p>※ 議員平等の原則</p> <p>議員間では、当選回数や年齢、経験等の区別なく平等であることをいいます。</p>																				
取組状況	<p>1 本会議</p> <p>(1) 概要</p> <p>本会議の議事は、議長が主宰し、自治法及び会議規則等に定められた詳細な手続、ルールに従って運営され、会議の内容は会議録の形で記録されるほか、原則として自由に傍聴できる。</p> <p>(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組</p> <p>発言時間の見直し（質疑・質問時間の平等化）について、「8 会議等における質疑応答」に記載。</p> <p>(3) 条例施行（平成23年10月1日）前の状況との比較</p> <p>● 会議日数（本会議）</p> <table border="1" data-bbox="453 1615 1310 1798"> <tbody> <tr> <td>平成22年</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>25日</td> <td>24日</td> <td>25日</td> <td>25日</td> <td>24日</td> </tr> <tr> <td>27年</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24日</td> <td>23日</td> <td>25日</td> <td>23日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成22年	23	24	25	26	25日	24日	25日	25日	24日	27年	28	29	30		24日	23日	25日	23日	
平成22年	23	24	25	26																	
25日	24日	25日	25日	24日																	
27年	28	29	30																		
24日	23日	25日	23日																		

評 価	2	1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他
	【評価理由】 ○ 公正性及び透明性が確保され、議員相互間の活発な討議が行われるとともに、議員平等の原則に則り民主的で円滑な議会運営が行われている。	
条文改正の必要性	2	1 有 2 無
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】	
今後の取組の方向性	○ 議員相互間の討議については、さらに活発に行われるよう努める。 ○ 危機対応に係る審議等を、さらに迅速かつ柔軟に行えるよう、通年会期制について研究する。	

評価項目	7 委員会
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 (委員会) 第10条 議会は、常任委員会及び議会運営委員会を置き、必要に応じて特別委員会を置く。 2 常任委員会は、その所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行い、議案、請願等を審査する。 3 議会運営委員会は、適正かつ効率的な議会運営の実現に資するため、議会の運営に関する事項等について調査を行い、議案、請願等を審査する。 4 特別委員会は、その目的、委員の数、設置する期間を明確にして、特定の付議事件を審査する。</p> <p>【条文の解説】 本条は、議会に設置される3つの委員会について規定しています。 議会の政策立案機能及び監視機能を強化するために、常任委員会を中心として運営する考え方のもとに、第2項において常任委員会の所管事務調査を積極的に行うことを規定し、第4項において特別委員会は個別具体的に必要に応じて設置することを規定しています。 第3項では、議会の円滑な運営を行うために設置された議会運営委員会は、議会の適正かつ効率的な運営の実現に資するよう努めなければならないことを規定しています。</p>
取組状況	<p>1 委員会 (1) 概要</p> <p>[常任委員会] 市政を部門別に所管する6つの常任委員会を設置し、その所管に属する事務の調査や議案、請願、陳情などの審査を行う。議員は、いずれか一つの常任委員会の委員になるものとされており、その任期は2年。常任委員会の委員の定数は条例で定められている。その選任は議長が会議に諮って指名するが、この選任方法は、議会運営委員会委員、特別委員会委員も同じ。</p> <p>[議会運営委員会] 議会の運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項の調査を行い、議案、請願等を審査する。委員の任期は2年。委員は会派から選出され、その数は会派所属議員数によって定めている。</p> <p>[特別委員会] 予算（暫定予算、補正予算を除く。）や決算を審査するための特別委員会を設置することとしている。また、必要に応じて調査や研究</p>

等のための特別委員会を設置することがある。特別委員会を設置する際は、その目的、委員の数、設置する期間を明確にして、特定の付議事件を審査する。

(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組

[常任委員会]

各常任委員会で所管事務の調査を開始（平成23年度開始）。

- ※ 平成23年5月の議会運営委員会で、常任委員会が所管事務調査を積極的に行い、調査や研究等のための特別委員会については個別・具体的に必要に応じて設置することを確認。

[特別委員会]

令和元年9月議会にて、民間委託化や滑走路の3,000m化、福岡県との連携について集中審査を行うため、北九州空港機能強化・利用促進特別委員会を設置。

- ※ 平成23年3月までは、概ね5つの調査特別委員会を常設。
- ※ 議会基本条例施行後は、令和元年9月まで調査や研究等のための特別委員会の設置はなし。

(3) 条例施行（平成23年10月1日）前の状況との比較

● 開催状況（委員会）

	平成22年	23	24	25	26
常任委員会	89回	96回	116回	102回	112回
議会運営委員会	21回	24回	23回	22回	22回
特別委員会	35回	20回	14回	14回	14回
	27年	28	29	30	
常任委員会	110回	102回	90回	104回	
議会運営委員会	24回	21回	23回	29回	
特別委員会	14回	14回	14回	14回	

- ※ 特別委員会については、平成23年3月までは、5つの調査や研究等のための特別委員会と予算・決算特別委員会。それ以降は、予算・決算特別委員会のみ。
- ※ 参考資料として、今任期（平成29年2月～）における常任委員会の市内視察実績を、別紙1に掲載。

2 請願・陳情

(1) 概要

請願書が提出されると、議長は所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。委員会の審査が終わると再び本会議に付議し、採択か不採択を決め、その結果を請願者に通知する。

採択された請願は、議会自ら処理するもののほか、適当と認めるものについては、関係の執行機関に送付し、その請願の経過及び結果の報告を請求することができる。

陳情については、議員の紹介を必要としない点などを除き、本市議会では基本的に請願と同じ扱いをしている。

(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組

- ・ 傍聴者によりわかりやすい審査を行うため、執行部が作成した請願・陳情の審査資料を傍聴者にも配付することとした。（平成26年4月22日決定）
- ・ 陳情で「請願と同様に取り扱うべきもの以外のものについては、議長は議会運営委員会の意見を聞き、その結果に基づき処理する。」とされていたが、近年、その件数が増加していた。このため、陳情の取扱基準を策定し、請願と同様に取り扱わない陳情（付託せず意見として取り扱うもの）の判断に客観性を持たせ、適正かつ効率的な陳情の審査に努めた。（平成29年8月25日決定）

(3) 条例施行（平成23年10月1日）前の状況との比較

● 請願・陳情件数

	平成22年	23	24	25	26
請願	31件	33件	40件	11件	14件
陳情	78件	94件	198件	45件	60件
	27年	28	29	30	
請願	14件	18件	7件	9件	
陳情	97件	111件	54件	93件	

※年間の総数（採択、不採択、継続審査等の合計件数）を記載。

※参考資料として、請願・陳情件数の委員会ごとの内訳を別紙2に掲載。

評価

- 1
- | | |
|-----------|-------------|
| 1 十分できている | 2 ある程度できている |
| 3 できていない | 4 その他 |

【評価理由】

- 議会の政策立案機能及び監視機能を強化するために、常任委員会を中心として積極的に所管事務調査を行うとともに、適切に議案、請願等を審査している。
- 請願、陳情の審査に当たっては、傍聴者においてもわかりやすい審査を行うため、執行部が作成する審査資料を傍聴者にも配付するとともに、口頭陳情を含め基本的に、請願、陳情とも同じ取り扱いを行っている。また、陳情件数が増加する中であっても適正かつ効率的な審査が行えるよう、取扱基準を策定し、適切に運用している。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会運営委員会は、適正かつ効率的な議会運営の実現に資するため、議会の運営に関する事項等について積極的に調査を行い、適切に議案、請願等を審査している。 ○ 特別委員会については、令和元年9月に「北九州空港機能強化・利用促進特別委員会」を設置し、空港の民間委託化、滑走路3,000m化等の機能強化・利用促進や、福岡県との連携強化について、積極的に調査を行っている。 	
<p>条文改正 の必要性</p>	2	1 有 2 無
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】	
<p>今後の 取組の 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会の政策立案及び政策提言機能をさらに強化するため、常任委員会を定例開催（例えば「毎週〇曜日に開催する」など）するなどの改善を図る。 ○ 今後、設置する特別委員会は、設置する期間等をさらに明確にする。 	

評価項目	8 会議等における質疑応答
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 (会議等における質疑応答) 第11条 会議等における質疑応答は、市民へのわかりやすさに留意する。</p> <p>2 会議等における質疑応答については、議員は、一問一答方式又は一括質問一括答弁方式のいずれかを選択することができる。</p> <p>3 市長その他の執行機関は、論点を明確にするために、議長又は委員長長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言することができる。</p> <p>【条文の解説】 本条は、会議等における質疑応答について規定しています。</p> <p>※ 質疑 会議において、議題となっている議案等に対して、その不明確な点を、提案者等に説明や意見を求めること。</p> <p>※ 質問 地方公共団体の事務全般にわたり、執行機関に対し事務の執行状況等について説明や意見を求めること。</p> <p>※ 一問一答方式 1つの項目について議員が質疑、質問し、市長等が答弁を行うことを重ねて、その後、次の項目の質疑、質問を行うという質疑、質問形式の1つ。</p> <p>※ 一括質問一括答弁方式 複数の項目についてまとめて議員が質疑、質問し、市長等がまとめて答弁を行うという質疑、質問形式の1つ。</p>
取組状況	<p>1 会議等における質疑応答 (1) 概要</p> <p>[本会議] 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>会議等における質疑応答については、議員は、一問一答方式又は一括質問一括答弁方式のいずれかを選択することができる。</p> <p>[委員会] 委員会において、発言は、すべて委員長の許可を得た後でなければできない。</p>

委員は、議題について自由に質疑し、意見を述べるができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りではない。

(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組

[本会議]

- 平成23年12月定例会の質疑及び一般質問から、選択制による一問一答方式での質疑応答を実施した。
- 議会基本条例に規定する「議員平等の原則に則り民主的で円滑な運営を推進する」に則り、本会議における質疑・質問時間を、議員1人あたりの年間持ち時間を90分とし、会派に所属議員数に応じた時間を付与する方法に見直し、議員1人あたりの質疑・質問時間の平等化を図った。（平成31年3月定例会から実施）

(3) 条例施行（平成23年10月1日）前の状況との比較

● 本会議における質疑・質問時間数

	平成22年	23	24	25	26
質疑・質問 時間数	77時間 20分	70時間 38分	73時間 40分	73時間 40分	73時間 17分
	27年	28	29	30	
質疑・質問 時間数	66時間 42分	66時間 25分	65時間 55分	66時間 06分	

● 市長質疑項目の件数

	平成22年	23	24	25	26
予算・決算 特別委員会	83件	74件	69件	79件	76件
	27年	28	29	30	
予算・決算 特別委員会	79件	81件	75件	74件	

- 1 1 十分できている 2 ある程度できている
3 できていない 4 その他

評 価

【評価理由】

- 会議における質疑応答について、一問一答方式を導入するとともに、議員一人当たりの質疑・質問時間の平等化を図ったことにより、多くの議員による多様な議論が活発に、かつ市民に分かりやすく行われている。

条文改正 の必要性	2	1 有 2 無
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】	
今後の 取組の 方向性	○ 議員又は委員相互間の討議については、さらに活発に行われるよう努める。	

評価項目	9 市民参加
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 (市民参加) 第12条 議会は、議会活動の過程において、市民との協働による開かれた議会の実現に努めなければならない。</p> <p>【条文の解説】 本条は、議会が市民との協働による開かれた議会の実現に努めることを規定しています。</p> <p>※ 市民との協働による開かれた議会 議会が活動を行う際に、市民との意見交換や議会の意思決定過程の公開等を行うことによって、市民の多様な意見を把握し、市民の参加のもと諸課題の解決を図るという北九州市議会が目指す方向性。</p>
取組状況	<p>1 「カフェトーク in 北九州～議員とまちを語ろう～」の実施 (1) 概要 市民との協働による開かれた議会の実現のため、平成30年度から実施（平成30年度試行実施）。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平成30年度試行実施結果 日時：平成30年10月28日（日）13:30～15:40 場所：チャチャタウン小倉イベント広場 テーマ：人口減少について 参加者数：約800人 • 令和元年度実施概要 日時：令和元年11月10日（日）13:30～15:50 場所：小倉駅JAM広場 テーマ：若者の市内での就労と定着について 参加者数：約500人 <p>2 市歌斉唱への市民参加 (1) 概要 市民のシビックプライドの醸成や市議会及び市政への関心を高めることを目的として、定例会開会前に、市民合唱団や学生による市歌斉唱を行うもの。（平成29年6月定例会から実施）。</p> <p>3 議事堂見学 (1) 概要 市民に開かれた議会の取り組みの一つとして、議事堂等の見学希望者の受け入れを行っている。</p>

	<p>(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組 地域団体やグループ、学校等の希望に応じ、議事堂の案内を行っている。また、見学と併せて、「地方創生」や「SDGs」の取り組みなど、市政に関する講話等も実施している。</p> <p>(3) 条例施行（平成23年10月1日）前の状況との比較</p> <p>● 議事堂見学者数 ※値を記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="472 512 1323 696"> <tr> <td>平成22年度</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>794人</td> <td>490人</td> <td>441人</td> <td>563人</td> <td>567人</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>619人</td> <td>548人</td> <td>485人</td> <td>550人</td> <td></td> </tr> </table> <p>4 その他の取組</p> <p>(1) 概要</p> <p>平成20年度から議場で開催している、中学生議会「ドリームサミット」（北九州青年会議所主催）について、令和元年度は、議場に加えて、委員会室も使用し、議論等を行った。また、市長・教育長にあわせて、副議長が中学生からの質問に答弁するなど、まちの将来を担う中学生に市議会への理解に向けた活動を行った。</p> <p>他にも、高校生や大学生をはじめ、留学生などに対しても、市議会の役割をわかりやすく説明しながらの議場見学等も積極的に行っている。</p> <p>さらに、1階ロビーにおいて、市民団体によるパネル展示等も行い、それを機に一般市民が議事堂に入りやすい取組みも行っている。</p>	平成22年度	23	24	25	26	794人	490人	441人	563人	567人	27年度	28	29	30		619人	548人	485人	550人	
平成22年度	23	24	25	26																	
794人	490人	441人	563人	567人																	
27年度	28	29	30																		
619人	548人	485人	550人																		
<p>評 価</p>	<table border="1" data-bbox="399 1350 1361 1447"> <tr> <td>1</td> <td>1 十分できている</td> <td>2 ある程度できている</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 できていない</td> <td>4 その他</td> </tr> </table> <p>【評価理由】</p> <p>○ 「カフェトーク in 北九州～議員とまちを語ろう～」については、毎年度、「市民との協働による開かれた議会の実現」に資するテーマ、実施内容や集客方法等について積極的に検討し、実施している。</p> <p>○ 各定例会開会前の、議場での市民による市歌斉唱については、市民のシビックプライドの醸成や、市議会及び市政への関心を高めることにさらに資するため、実施方法等の改善を重ね、積極的に実施している。</p> <p>○ 議事堂見学の受入れ、北九州青年会議所による「ドリームサミット」の実施支援や、議事堂ロビーでの市民団体によるパネル展示等を積極的に行うなど、「市民との協働による開かれた議会の実現」に向けた取組みを積極的に行っている。</p>	1	1 十分できている	2 ある程度できている		3 できていない	4 その他														
1	1 十分できている	2 ある程度できている																			
	3 できていない	4 その他																			
<p>条文改正の必要性</p>	<table border="1" data-bbox="399 1971 1361 2072"> <tr> <td>2</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> </tr> </table>	2	1 有	2 無																	
2	1 有	2 無																			

	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】
今後の 取組の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「カフェトーク in 北九州～議員とまちを語ろう～」で得た市民意見等を積極的に議会活動につなげるため、常任委員会の所管事務調査等における調査事項とするなどの改善を図る。 ○ 市議会及び市政への関心をさらに高め、市議会議員選挙等の投票率向上に資するため、「カフェトーク in 北九州～議員とまちを語ろう～」の開催場所等についての改善を図るなど、各種活動をより一層推進する。

評価項目	10 公聴会及び参考人制度の活用
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 (公聴会及び参考人制度の活用) 第13条 議会は、議案等の審議及び審査並びに調査に当たっては、公聴会及び参考人の制度を積極的に活用するものとする。</p> <p>【条文の解説】 本条は、議案等の審査及び調査に当たっては、公聴会及び参考人制度を積極的に活用していくことを規定しています。</p> <p>※ 公聴会 重要な案件や住民の権利義務に大きな影響のある案件を審議等する場合に、必要に応じて利害関係者や学識経験者等の意見を聴くために開催するもの。</p> <p>※ 参考人制度 利害関係者や学識経験者等の出頭を求めて、意見を聴取する制度。「公聴会」より簡便な手続で民意を直接聴取する方法とされる。</p>
取組状況	<p>1 公聴会 (1) 概要 本会議及び委員会では、重要な事件の審査に当たって、公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から直接意見を聴くことができる。 公聴会は、その性質上公開され、開催に当たっては、日時、場所、案件などをあらかじめ公示する。</p> <p>(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の実績 なし。</p> <p>2 参考人制度 (1) 概要 本会議及び委員会では、当該地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため、必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平成26年5月26日 保健病院委員会 調査事件である「高齢者の買い物環境支援」について、実際に支援事業を行っている団体等の取り組みを聞き、意見交換を行うため参考人招致を行った。 • 平成26年8月4日 経済港湾委員会

	<p>調査事件である「中小企業振興」について、条例制定に関する議論を深めるため、市内中小企業関係4団体から、中小企業の振興に必要な施策等について意見聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年10月17日 経済港湾委員会 調査事件である「公営競技（競輪・競艇）を活用した観光振興」について、モーターボート振興会及び日本中央競馬会におけるインバウンド施策の取り組みを聞き、意見交換を行うため参考人招致を行った。 令和元年6月24日 総務財政委員会 調査事件である「IR（統合型リゾート）施設誘致の検討」について、日本型IRの現況やIR施設の誘致におけるメリット、デメリット等について意見聴取を行い、今後の誘致検討の参考とするため、参考人招致を行った。 令和元年8月21日 経済港湾委員会 調査事件である「港湾及び空港の機能強化」のうち、北九州空港について、同年7月末に国交省補助金を活用した民間委託化の報告書公表を受け、運営会社である北九州エアターミナル株式会社から参考人を招致した。 令和元年10月28日 建設建築委員会 調査事件である「交通政策」について、11月に実施する行政視察を前に、他都市の公共交通を軸としたまちづくり等の取り組み状況を確認するため、北九州市立大学から参考人を招致した。 	
評価	2	<p>1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p>
	<p>【評価理由】</p> <p>○ 議会が、議案等の審議、市長その他の執行機関に対しての監視及び評価、政策立案及び政策提言等を行うために、積極的に参考人を招致し、その意見を聴いている。</p> <p>○ 公聴会の実施実績はないが、より簡便な手続きにより開催できるよう設けられた参考人制度を積極的に活用することにより、学識経験者等から意見を聴いている。</p>	
条文改正の必要性	2	<p>1 有 2 無</p>
	<p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p>	

今後の 取組の 方向性	<p>○ 公聴会は北九州市議会会議規則第76条の4において、意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等については「賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない」ことが規定されているが、参考人制度には当該規定がないことから、学識経験者等による意見の公平性を担保することが困難であるため、これを改善するためのルールの策定等を行う。</p>
-------------------	---

評価項目	11 議会報告会の開催																																				
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 (議会報告会の開催) 第14条 議会は、必要に応じて議会報告会を開催し、市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるものとする。</p> <p>【条文の解説】 本条は、議会報告会の開催について規定しています。 議会報告会は、議員個人や会派としての見解を述べる場ではなく、議会として、審議や審査の内容や過程等を説明し、市民からの意見を聴取し、議会活動に反映させることを目的としています。</p>																																				
取組状況	<p>1 議会報告会 (1) 概要 議会報告会は、議員個人や会派としての意見を述べる場ではなく、議会として、審議の内容や過程を説明し、市民からの意見を議会活動に反映させることを目的としている。</p> <p>(2) 条例施行(平成23年10月1日)後の主な取組 9月定例会(決算議会)終了後、決算特別委員会の審査概要を市民に報告し、参加者との質疑応答を実施。平成24、25年は2月定例会(予算議会)終了後も実施。</p> <p>(3) 条例施行(平成23年10月1日)前の状況との比較</p> <p>● 議会報告会</p> <table border="1" data-bbox="453 1308 1308 1581"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>—</td> <td>3回</td> <td>6回</td> <td>6回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>—</td> <td>200人</td> <td>360人</td> <td>240人</td> <td>200人</td> </tr> <tr> <th></th> <th>27年度</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th></th> </tr> <tr> <td>開催回数</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>220人</td> <td>70人</td> <td>125人</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ さらに開かれた議会を目指すため、市民も議論に参加できる「カフェトーク(市民と語る会)」を平成30年度から実施することとし、議会報告会は必要に応じて開催することを確認した(「カフェトーク(市民と語る会)」については「9 市民参加」に記載)。</p>		平成22年度	23	24	25	26	開催回数	—	3回	6回	6回	3回	参加者数	—	200人	360人	240人	200人		27年度	28	29	30		開催回数	3回	3回	3回	—		参加者数	220人	70人	125人	—	
	平成22年度	23	24	25	26																																
開催回数	—	3回	6回	6回	3回																																
参加者数	—	200人	360人	240人	200人																																
	27年度	28	29	30																																	
開催回数	3回	3回	3回	—																																	
参加者数	220人	70人	125人	—																																	

評 価	1	1 十分できている 3 できていない	2 ある程度できている 4 その他
	<p>【評価理由】</p> <p>○ 平成29年度までの議会報告会は「市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させる」ことを目的に、市民の理解を深めていただくため、分かりやすく親しみやすい説明に努め開催してきたが、平成30年度以降は、さらに「市民との協働による開かれた議会の実現」を図るため、「カフェトーク in 北九州～議員とまちを語ろう～」にかたちを変え、積極的に実施している。</p>		
条文改正 の必要性	1	1 有	2 無
	<p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p> <p>○ 近年の情報伝達手段の発達に伴い、議会活動について市民に報告する手段も、インターネットを利用した、ホームページやSNSでの資料や動画の掲載・配信等、多様化している。</p> <p>○ 現行の規定では、報告手段を「議会報告会の開催」のみに限定していることから、多様な手段による議会報告を可能とするよう改正するもの。</p>		
	<p>新</p> <p>(議会報告の実施)</p> <p>第14条 議会は、<u>市民に対して積極的に議会活動に関する報告を行い、市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるものとする。</u></p>		<p>旧</p> <p>(議会報告会の開催)</p> <p>第14条 議会は、<u>必要に応じて議会報告会を開催し、市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるものとする。</u></p>
今後の 取組の 方向性	<p>○ 「議会報告会」を開催するのであれば、所管事務調査を通じ、議会の政策立案機能及び監視機能の強化に係る中心的役割を果たしている、常任委員会の審査内容について報告するなどの改善を図る。また、多くの市民が参加できるよう、開催場所等の改善も図る。</p> <p>【以下、評価項目「9 市民参加」の再掲】</p> <p>○ 「カフェトーク in 北九州～議員とまちを語ろう～」で得た市民意見等を積極的に議会活動につなげるため、常任委員会の所管事務調査等における調査事項とするなどの改善を図る。</p> <p>○ 市議会及び市政への関心をさらに高め、市議会議員選挙等の投票率向上に資するため、「カフェトーク in 北九州～議員とまちを語ろう～」の開催場所等についての改善を図るなど、各種活動をより一層推進する。</p>		

評価項目	12 議会広報の充実
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 (議会広報の充実) 第15条 議会は、市民が市政に関心を深める議会広報を行い、情報伝達手段の進化に応じて充実、強化しなければならない。</p> <p>【条文の解説】 本条は、議会広報の充実、強化について規定しています。</p>
取組状況	<p>1 市議会だより (1) 概要 定例会ごとに、本会議等での質疑応答や議会の紹介などを中心に編集、発行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行回数：年4回 ・ 発行部数（H31.1.1号）：327,100部 点字版：74部 音声版CD：125枚 テキスト版CD：12枚 ・ 配布方法：自治会を通じて全世帯に配布。 JR小倉・黒崎・下曾根折尾の各駅、モノレール各駅、コンビニ（一部）及び区役所等に留め置き配布。 <p>(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年5月28日、市議会だより編集委員会の設置を決定（5名以上の会派より1名ずつ選出された委員で構成）。令和元年8月15日号より、編集委員会による編集を開始。 ・ 令和元年8月15日号より、本会議での質疑・質問議員について会派名および氏名の掲載を開始。 ・ 令和元年11月15日号より、本会議での質疑・質問議員について顔写真の掲載を開始 <p>2 市議会ホームページ (1) 概要 本会議や委員会等の開催を告知するほか、会議録の掲載や活動報告等、市議会について広く周知するための重要なツールであり、市民からの意見をいただく窓口としての役割も果たしている。</p> <p>(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組 検索しやすく、親しみやすい情報発信に努め、随時、ページのリニューアルを行っており、平成30年には、「問い合わせフォーム」を市議会トップページに開設した。</p> <p>また、政務活動費に係る収支報告書等の公開（平成26年）や、海</p>

外視察報告書の公開（平成30年）など、情報公開も積極的に実施している。

(3) 条例施行（平成23年10月1日）前の状況との比較

● ホームページアクセス件数

平成22年度	23	24	25	26
58,373件	58,331件	66,730件	53,977件	52,073件
27年度	28	29	30	
62,612件	67,651件	40,718件	61,259件	

3 その他の市議会広報

(1) 概要

[市議会のしおり]

市議会傍聴者や議事堂見学者の方に対して、市議会の概要や仕組みを紹介したパンフレットを配布している。点字版、外国語版（英語・中国語・韓国語）も作成している。

また、見学者のうち、主に小学生を対象に、市議会の仕組みを説明したリーフレット「市議会ってなんだ」を配布している。

[市議会広報ビデオ]

市議会の仕組みや役割などについて、見学者への説明や出前講演の際に使用するビデオを平成21年に作製。

(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組

[市議会広報DVD]

市議会の仕組みや役割などについて、見学者への説明や出前講演の際に使用するDVDを平成25年3月に作製。

評価

2	1 十分できている	2 ある程度できている
	3 できていない	4 その他

【評価理由】

- 「市議会だより」については令和元年度から、議員で構成する「市議会だより編集委員会」による編集を行うことにより、毎号、市民がさらに議会への関心と理解を高めることができるよう、積極的に改善を図っている。
- 市議会ホームページについては、市民が必要な情報を検索しやすく、親しみやすい情報発信を目的に、積極的に改善を図っている。
- 市議会及び市政への関心をさらに高め、「市民との協働による開かれた議会の実現」を図るため、「市議会のしおり」や「市議会広報ビデオ・DVD」を作成し、傍聴者や議事堂見学者等に配付等するなど積極的に活用している。

条文改正 の必要性	2	1 有 2 無
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】	
今後の 取組の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市議会及び市政への関心をさらに高め、「市民との協働による開かれた議会の実現」を図るため、SNSの活用や、「市議会だより」の発行回数の増加等、より一層の進化を図る。 ○ 議員が議案を作成、提出する政策条例等の可決後に、議長が記者会見を行いその内容を説明するなど、さらなる改善を図る。 	

評価項目	13 会議等の公開
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 (会議等の公開) 第16条 議会は、開かれた議会運営に資するため、会議等を原則として公開する。 2 議会は、本会議の会議録及び委員会の議事等の記録を作成し、公開する。 3 議会は、会議等で用いた資料を積極的に公開する。</p> <p>【条文の解説】 本条は、会議等の公開、会議録等の公開及び会議等で用いた資料の公開について規定しています。</p>
取組状況	<p>1 傍聴 (1) 概要 [本会議] 議会の会議は、これを公開する。ただし、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる(地自法115条1項)。 市民の代表機関である議会の会議を広く一般に公開し、議会の活動状況を知ってもらうとともに、公正な議会運営を確保するためのものである。</p> <p>[委員会] 委員会は公開する。ただし、その議決で秘密会とすることができる(委員会条例18条1項)。</p> <p>(2) 条例施行(平成23年10月1日)後の主な取組 [本会議] 平成30年2月定例会から、子どもづれ・高齢者の方用の特別傍聴室の運用を開始した。</p> <p>[委員会] 委員会傍聴の許可制を廃止し、原則公開とした。 また、議会運営委員会においては、報道関係者のみ傍聴を許可していたが、平成23年10月から一般傍聴を開始した。</p>

(3) 条例施行（平成23年10月1日）前の状況との比較

● 傍聴者数

	平成22年度	23	24	25	26
本会議	1,872人	1,774人	2,202人	1,637人	1,605人
常任委員会	227人	231人	339人	188人	266人
議会運営委員会	－	0人	0人	3人	7人
特別委員会	57人	28人	82人	42人	58人
	27年度	28	29	30	
本会議	1,480人	1,759人	1,961人	1,513人	
常任委員会	197人	119人	214人	228人	
議会運営委員会	6人	5人	1人	28人	
特別委員会	57人	93人	75人	68人	

2 議会中継

(1) 概要

[ケーブルテレビ]

本会議の「市長提案理由」及び「質疑・質問」をケーブルテレビで生中継している。併せて、週末に再放送（録画放送）を行っている（平成13年2月定例会から実施）。

[インターネット]

本会議の「市長提案理由」及び「質疑・質問」をインターネットで生中継している（平成21年9月議会から実施）。

(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組

[ケーブルテレビ]

令和元年9月から、空き時間を活用して、市政トピックス情報のPRと北九州市歌のPRを開始した。

[インターネット]

平成26年9月から、特別委員会（市長質疑）の生中継を開始した。また、令和元年6月から、本会議全日程の生中継を実施。併せて、スマートフォン、タブレットでも視聴可能な環境整備を行った。

(3) 条例施行（平成23年10月1日）前の状況との比較

● インターネット中継アクセス件数（録画放送を含む件数）

平成22年度	23	24	25	26
24,366件	28,209件	23,857件	22,598件	20,964件
	27年度	28	29	30
26,585件	25,863件	29,318件	21,875件	

※参考資料として、予算・決算特別委員会のインターネット中継アクセス件数を別紙3に掲載。

3 会議録

(1) 概要

[本会議]

会議を記録した公文書で、議長が事務局長に作成させるもの。

(地自法 123 条、会議規則 77 条～81 条)

[委員会]

委員長が職員に命じて会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成し、これに署名又は押印する。(委員会条例 29 条)

本会議及び委員会の記録は、市議会事務局のほか文書館、中央図書館、門司・小倉南・若松・八幡・八幡西・戸畑図書館で公開している。

そのうち、平成9年2月定例会以降の本会議の記録、平成12年9月定例会決算特別委員会以降の市長質疑記録、平成30年度以降の常任委員会及び予算・決算特別委員会(市長質疑を除く)の記録については、本市議会ホームページの会議録検索システムでも検索できる。

(2) 条例施行(平成23年10月1日)後の主な取組

[本会議]

- 会議録速報版のHPへの掲載

会議録は書面で配付されるまで約2カ月、市議会HP上の会議録検索システムに掲載されるまでは更に3週間程度かかる。次の定例会での審議の参考にするとともに、市民への迅速な情報提供を行うため、初校が終了した時点で速報版としてHPに掲載。定例会閉会日から概ね40日後。(平成29年6月定例会分から実施。)

[委員会]

- 市長質疑記録速報版のHPへの掲載

会議録と同様に市長質疑記録の速報版をHPに掲載。(平成29年9月定例会分から実施)

- 委員会記録の全文記録化

音声記録と概要を記載した文書により公開している委員会記録を、全文記録に改め、本会議と同様に会議録検索システムへ掲載(平成30年4月以降に開催する委員会から実施)。

(3) 条例施行（平成23年10月1日）前の状況との比較

● 会議録検索システムアクセス件数

平成22年度	23	24	25	26
6,588件	7,796件	8,289件	7,912件	8,092件
27年度	28	29	30	
9,416件	9,404件	12,532件	15,311件	

4 会議資料の公開

(1) 概要

[委員会]

請願・陳情の文書表は委員会開催1週間前に本市議会ホームページに公開している。それ以外の配布資料は、委員会終了後にホームページに公開している。

(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組

[委員会]

・ 委員会配付資料のHP掲載

委員会配付資料は図書館等で閲覧により公開してきたが、HPにも掲載することとした（平成26年4月以降に開催する委員会から）。

・ 請願・陳情の文書表を、委員会開催1週間前に市議会ホームページに公開。（平成29年10月から）

評 価

2

- 1 十分できている 2 ある程度できている
3 できていない 4 その他

【評価理由】

- 傍聴については、許可制によらない一般傍聴を常任委員会や議会運営委員会についても開始するなど、会議等の積極的な公開に努めている。
- 議会中継については、本会議の全日程や、予算・決算特別委員会の市長質疑についてのインターネットによる生中継を開始するとともに、スマートフォンやタブレットにおいても視聴可能な環境を整備するなど、「市民との協働による開かれた議会の実現」に向け、多様な手段による積極的な公開、情報発信に努めている。
- 会議録については、市民への迅速かつ詳細な情報提供を行うことに加え、議員による議案の審議、政策立案及び政策提言のための調査等に資するため、会議録の速報版を作成、市議会ホームページで公開するとともに、委員会の記録も本会議と同様、全文記録化し、市議会ホームページなどで利用できる会議録検索システムに掲載するなど、積極的な公開、情報発信に努めている。

	○ 会議資料については、委員会配付資料や、請願・陳情の文書表の、市議会ホームページへの掲載を開始するなど、積極的な公開、情報発信に努めている。	
条文改正 の必要性	2	1 有 2 無
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】	
今後の 取組の 方向性	○ 現在、インターネットのみで行っている、本会議の全日程の生中継については、「市民との協働による開かれた議会の実現」をさらに推進するため、ケーブルテレビでの実施についても検討する。	

評価項目	14 議会の機能強化
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 (議会の機能強化) 第17条 議会は、市長その他の執行機関の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。</p> <p>【条文の解説】 本条は、議会の機能強化に関して規定しています。</p>
取組状況	<p>1 議会改革 (1) 概要 議会基本条例2条2項4号に規定する「不断の議会改革」を行うため、各任期において「議会改革協議会」を設置している。</p> <p>(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組 ア 議会改革協議会（平成24年10月～平成24年11月） <決定した主な内容> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員報酬の減額（約2年間） ・ 会議出席のための費用弁償廃止 ・ 政務活動費の減額 ・ 海外視察の参加人員割合の半減 ・ 政務活動費使途基準の運用マニュアルの改正 イ 議会改革協議会（平成25年3月～平成27年3月） <決定した主な内容> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会のあり方 ※ 「議員定数、行政区・選挙区再編の是非等」「議員報酬」「費用弁償」については両論併記。</p> <p>ウ 議会改革協議会（平成29年3月～平成31年2月） <決定した主な内容> <ul style="list-style-type: none"> ・ タブレット端末の導入 ・ 選挙公報の発行 ・ 市議会インターネット中継の拡大（「全定例会の全ての本会議が行われる日」に拡大） ・ 委員会の全文記録の公開 ・ 「カフェトーク in 北九州～議員とまちを語ろう」の実施 ・ 「市議会だより」で質問議員の会派名を記載 </p>

2 議員提案政策条例

(1) 概要

議員や委員会の提案によって制定された条例。

議員提案であっても、議員定数や議員報酬、政務活動費、委員会など、議会や議員に関する条例は含まない。

(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組

<議員提案政策条例一覧（平成23年10月1日以降）>

- 北九州市商店街の活性化に関する条例
経済港湾委員会より提案。平成25年10月8日制定。
- 北九州市中小企業振興条例
経済港湾委員会より提案。平成26年12月8日制定。
- 北九州市子ども読書活動推進条例
教育水道委員会より提案。平成27年6月26日制定。
- 北九州市官民データ活用推進基本条例
議員43名より提案。平成29年12月8日制定。
- 北九州市子どもを虐待から守る条例
議員15名で構成するプロジェクトチームで条例案を検討。保健病院委員会より提案。平成30年12月12日制定。

3 政策立案支援事業

(1) 概要

議員の政策立案・法制実務等に際して、議員活動の効果的な支援を図ることを目的として、講演会・勉強会における講師招聘等を行う。平成21年度より実施。

(2) 条例施行（平成23年10月1日）前の状況との比較

● 政策立案支援事業による講演会等開催回数

平成22年度	23	24	25	26
3	2	3	2	2
27年度	28	29	30	
1	2	1	3	

4 議員の海外視察

(1) 概要

市政に役立つ海外の先進事例を視察し、併せて北九州市議会議員

の調査研究の一助となることを目的とし実施。

(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組

● 海外視察実績

平成23年度	アメリカ（ワシントン、ワシントン、ポートランド） 議員 10名
25	オランダ、ドイツ 議員 10名
27	アメリカ（ボストン、ニューヨーク） 議員 9名 自費参加議員2名
30	スペイン、フィンランド 議員 8名

● 海外視察に係る幹事長会議

平成30年10月より、議会の政策立案により資することができ、市民の理解が得られる海外視察のあり方について、所属議員5名以上の会派の幹事長において協議（現在協議中）。

5 市議会災害・市民安全確保対応指針

(1) 概要

北九州市で、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある切迫した事態が発生した際に、市議会が「北九州市災害対策本部」等の関係機関と一体となって、想定される危機の発生防止に努め、危機が発生したときには迅速に対応して被害防止や軽減を図り、市民の安全と安心を確保することを目的とする。

(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組

「北九州市議会災害・市民安全確保対応指針」を、平成30年4月1日に策定した。

また、平成30年と令和元年の9月定例会開会日に、議場で避難訓練を行っている。

6 タブレット端末の導入

(1) 概要

議員へのタイムリーな情報提供の実現をはじめ、議員の議案審査や政策立案への支援強化、予算書等のペーパーレス化の推進を図るため、議員にタブレット端末を配布・運用する。

	<p>(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組 令和元年10月に研修を行ったうえで、常任委員会や議会運営委員会で一部試行導入し、定例会は12月に導入する。 ※ 導入後原則1年間は試行期間として紙資料と併用</p> <p>7 バリアフリー対応</p> <p>(1) 概要 平成29年5月からの議会改革協議会の中で、「会議場設備の充実、バリアフリーの充実」について検討が行われ、大規模な施設改修が必要なものは、議事堂建て替えの際など長期的な観点から、また改修を伴わないものは順次、可能なものから実施する。」との結果となった。</p> <p>(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 補聴器の（傍聴席の周囲に磁気ループがあり、直接イヤホンにマイクの音が流れる機能付）貸出の拡充。 子どもづれや高齢者の方が利用可能な特別傍聴室を設置（平成30年2月定例会より）。 演台への仮設スロープを設置（平成31年3月定例会より）。 議員の申し出により、残時間表示の視覚的配慮として、デジタルタイマー、トランシーバーを設置（平成31年3月定例会）。 演台の昇降装置設置（従来の高さの90cmと、80cm、70cmの3段階/平成31年3月末）。 						
<p>評 価</p>	<table border="1" data-bbox="399 1211 1361 1310"> <tr> <td data-bbox="399 1211 510 1310">2</td> <td data-bbox="510 1211 654 1310">1 十分できている</td> <td data-bbox="654 1211 798 1310">2 ある程度できている</td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 1310 510 1310"></td> <td data-bbox="510 1310 654 1310">3 できていない</td> <td data-bbox="654 1310 798 1310">4 その他</td> </tr> </table> <p>【評価理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会改革については、議会改革協議会等において断続的かつ積極的に、議会及び議員に関するあらゆる分野の改革について検討、実践してきた。 ○ 議員提案政策条例については、常任委員会や任意の会合において積極的に政策立案を行い、条例案を作成してきた。 ○ 政策立案支援事業については、議会及び議員が、さらに充実した議案等の審議、市長その他の執行機関に対しての監視及び評価、政策立案及び政策提言等を行うために必要な様々な事項について、高度な政策立案能力の向上や、それに伴う知識の涵養を図るため積極的に、講演会を企画、実施している。 ○ 議員の海外視察については、市政に役立つ海外の先進事例を視察し、議会及び議員における市政の課題についての調査、並びに政策立案及び政策提言に資するため実施し、必要に応じて実施方法等を見直してきたが、平成30年度の実施内容について市民等から多くの意見等を受けたことから、令和元年度に企画・実施方法等を含め抜本的な見直しを行った。 	2	1 十分できている	2 ある程度できている		3 できていない	4 その他
2	1 十分できている	2 ある程度できている					
	3 できていない	4 その他					

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市議会災害・市民安全確保対応指針については、危機発生時に、議会及び議員が執行部等と一体となり、想定される危機の発生防止に努め、危機が発生したときには迅速に対応して被害防止や軽減を図り、市民の安全と安心を確保するため平成30年度に策定し、同指針に基づき、議事堂での議員等による避難訓練を実施している。 ○ タブレット端末の導入については、議員へのタイムリーな情報提供、議員による議案審議や政策立案及び政策提言活動等の支援強化、ペーパーレス化の推進を目的に、令和元年度から試行実施している。 ○ バリアフリー対応については、議会改革協議会における検討結果に基づき、子ども連れや高齢の傍聴者の利用に対応するための特別傍聴室の改修や、議場演台への昇降装置の設置等、議事堂の大規模改修を伴わないものについては積極的に取り組んでいる。 	
<p style="text-align: center;">条文改正 の必要性</p>	2	1 有 2 無
	<p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p> <p style="padding-left: 20px;">当該条項関連の改正は、「3 議会の役割及び活動原則」で対応のため、改正案は同項目参照</p>	
<p style="text-align: center;">今後の 取組の 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常任委員会においても、さらに積極的に議員提案政策条例の立案等についての検討を行う。又は、議員提案政策条例について検討する場合は特別委員会を設置し、同委員会において立案等を行う。 ○ 当評価項目については、いずれも積極的な取り組みを行っているが、次回、当条例を検証・見直す際には、見直し後の海外視察の成果等を勘案のうえ、改めて総合的に評価すべきものとする。 ○ これまでに制定した議員提案政策条例等については、所管する常任委員会等において、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて条例の見直しについて検討を行う。 	

評価項目	15 学識経験者等の活用	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 （学識経験者等の活用） 第18条 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。</p> <p>【条文の解説】 本条では、学識経験者等の活用について規定しています。</p> <p>※ 地方自治法第100条の2（専門的事項に係る調査） この条文は、平成18年の地方自治法の改正により追加されたものであり、議会は、議案の審査及び市の事務の調査に関し、専門的な知見の活用が必要となった場合に、学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることが可能となった。 なお、議会としての権限であるため、専門的事項に係る調査をさせるには、議会の議決を要する。</p>	
取組状況	<p>1 学識経験者等の活用（地方自治法第100条の2に基づくもの） （1）概要 議案の審査及び市の事務の調査に関し、専門的な知見の活用が必要となった場合に、学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることができる。</p> <p>（2）条例施行（平成23年10月1日）後の実績 なし。</p> <p>※ 地方自治法第100条の2に基づく調査の実績はないが、本市議会でも専門的事項に関し、参考人として委員会に招致したり、政策立案支援事業の講師として招聘するなど、学識経験者等を積極的に活用している。</p>	
評価	2	<p>1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p> <p>【評価理由】 ○ これまで、地方自治法第100条の2に基づき学識経験者等を活用するまでの必要性がなかったことから実施実績はないが、委員会における参考人招致や、政策立案支援事業による講演会等において、学識経験者等の意見を積極的に聴いている。</p>

条文改正 の必要性	2	1 有 2 無
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】	
今後の 取組の 方向性	○ 評価項目「10 公聴会及び参考人制度の活用」における参考人制度と同様、地方自治法第100条の2に基づく学識経験者等の活用についても、学識経験者等による意見の公平性を担保する規定がないことから、これを担保するためのルールの策定を含め、当規定に基づき活用する場合の規定についての検討を行う。	

評価項目	16 議会事務局・議会図書室
関係条文 及び条文 の解説	<p>【関係条文】</p> <p>(議会事務局の機能強化)</p> <p>第19条 議会は、議会の機能を充実強化し、効果的かつ円滑な運営を確保するため、議会事務局を設置し、その機能強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会事務局は、議長の指揮監督の下、議会活動を補佐し、議会に関する事務を執行する。</p> <p>3 議会は、専門的な知識経験を有する者等を活用する等、議会事務局の体制の強化及び運営の充実を図ることができる。</p> <p>(議会図書室の充実強化)</p> <p>第20条 議会は、その役割を果たすために、必要な資料等を収集し、保管する議会図書室を設置し、充実強化に努めるものとする。</p> <p>【条文の解説】</p> <p>第19条</p> <p>本条は、議会事務局について規定しています。</p> <p>議会事務局とは、議長から任命された職員により構成され、議長の指揮監督のもとで、議会活動を補佐する組織です。</p> <p>第20条</p> <p>本条は、議会図書室の充実強化について規定しています。</p>
取組状況	<p>1 事務局体制</p> <p>(1) 概要</p> <p>議会事務局は、議会の機能を充実強化し、効率的かつ円滑な運営を確保するため設置されており、議長の指揮監督の下で議会活動を補佐している。</p> <p><議会事務局の組織></p> <p>※ 平成31年4月25日現在</p> <pre> graph LR A[事務局長] --- B[次長] B --- C[総務課長] B --- D[主幹 (政務活動費担当)] B --- E[議事課長] B --- F[政策調査課] C --- G[庶務係長] C --- H[議会広報担当係長] C --- I[秘書担当係長 (2)] E --- J[議事係長] E --- K[委員係長] E --- L[委員担当係長 (5)] F --- M[調査係長] F --- N[政策係長] F --- O[政策担当係長] G --- P[書記 7] J --- Q[書記 2] M --- R[書記 3] </pre>

(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組

- 政策課と調査課を廃止し政策調査課を新設。併せて、政策担当係長を新設（平成24年4月）。
- 総務課に議会広報担当係長を新設（平成24年4月）。
- 議事課委員会係の書記を3名廃止し、委員会担当係長2名を新設（平成25年4月）。
- 議事課委員会係の書記を3名廃止し、委員会担当係長3名を新設（平成26年4月）。

2 議会図書室

(1) 概要

法で必置規定されている図書室において、議員の調査研究に資する図書や資料の収集を行っている。

(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組

図書購入費予算額 274万円（令和元年度）

※ 追録式図書費を含む

●蔵書数（書籍、資料集等）

平成22年度	23	24	25	26
11,530冊	11,814冊	12,117冊	11,907冊	12,005冊
27年度	28	29	30	
12,035冊	12,129冊	12,209冊	12,279冊	

※ 破損等の理由で廃棄する場合があるため、前年比で減少する年度がある。

●年度別図書貸出数

平成22年度	23	24	25	26
1,001冊	874冊	767冊	928冊	723冊
27年度	28	29	30	
620冊	549冊	431冊	586冊	

●年度別新規図書購入冊数

平成22年度	23	24	25	26
189冊	215冊	250冊	121冊	87冊
27年度	28	29	30	
90冊	67冊	109冊	66冊	

評 価	2	1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他
	<p>【評価理由】</p> <p>○ 事務局体制については、議会及び議員による、議案等の審議、市長その他の執行機関に対する監視及び評価、政策立案及び政策提言等の活動を積極的に補佐するため、必要に応じて組織及び書記の人員等の強化を行っている。</p> <p>○ 議会図書室については、議員による議案の審議、政策立案及び政策提言のための調査等に資するため、議員への情報提供や、蔵書・設備の充実等を積極的に行っている。</p>	
条文改正 の必要性	2	1 有 2 無
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】	
今後の 取組の 方向性	<p>○ 事務局体制については、議会及び議員が、市民との協働による開かれた議会の実現を図り、もって市民の福祉の増進及び市政の発展に寄与していくための活動を十分に行えるよう、必要に応じて組織及び書記の人員等の強化を行う。</p> <p>○ 議会図書室については、議員がさらに、政策立案及び政策提言能力の向上や、それに伴う知識の涵養を図ることができるよう、議員への情報提供や、蔵書・設備の充実等を引き続き積極的に行う。</p>	

評価項目	17 議員定数等
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 (議員定数等) 第21条 議員定数並びに議員報酬、費用弁償及び期末手当については、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮するとともに、他の地方自治体の状況、社会経済情勢等を踏まえて、別に条例で定める。</p> <p>【条文の解説】 本条は、議員定数並びに議員報酬、費用弁償及び期末手当について規定しています。 なお、議員定数については、「北九州市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例」で、議員報酬、費用弁償及び期末手当については、「北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」で規定されています。</p>
取組状況	<p>1 議員定数 (1) 概要 定数(現行): 57人 <内訳> ・門司区 6人 ・小倉北区 11人 ・小倉南区 12人 ・若松区 5人 ・八幡東区 4人 ・八幡西区 15人 ・戸畑区 4人</p> <p>(2) 条例施行(平成23年10月1日)後の主な取組 現行の定数については、平成28年3月に改正条例案を可決し、平成29年1月の一般選挙より適用している(61人から57人に削減)。</p> <p>2 議員報酬及び期末手当 (1) 概要 議員報酬月額(平成6年4月1日から適用) ・議長 1,090,000円 ・副議長 980,000円 ・議員 880,000円 期末手当 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する議員に支給。</p> <p>(2) 条例施行(平成23年10月1日)後の主な取組 ・平成25年2月10日から平成27年3月31日までの間、「議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮するとともに、他の地方自治体の状況、社会経済情勢等を踏まえて」、議員報酬の特例により、8%の減額措置。</p>

- ・ 定例会を長期欠席した議員への議員報酬の支給に関し、大きく報道されたことを受け、平成28年2月「議員報酬に関する検討委員会」を立ち上げ、減額改定の必要性や適用要件などの協議を行い「北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を改正。

【改正内容】

- ・ 一つの定例会の開会の日から、同日から起算して6月を経過した日までの間、定例会をすべて欠席した場合、議員報酬月額額の20%を減額する。
- ・ 同じく1年を経過した日までの間、定例会をすべて欠席した場合、議員報酬月額額の50%を減額する。

3 費用弁償

(1) 概要

ア 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

イ 議員（議長及び副議長を除く）が本会議、常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会に出席したときは、議員の住居から議事堂までの片道の路程区分に応じ、費用弁償を支給している。

- ・ 5km未満 日額 1,000円
- ・ 5km以上15km未満 日額 2,000円
- ・ 15km以上 日額 3,000円

(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組

会議出席費用弁償は、平成25年2月10日に一旦廃止されたが、複数の議員から「少なくとも会議に出席するための交通費程度は支給されるべき」との意見があり、議会改革協議会において、会議出席費用弁償のあり方についてあらためて協議が行われた。

平成27年3月に議会改革協議会の報告書が取りまとめられ、地方自治法で認められている会議出席費用弁償は支給すべきとの意見が多数であった。

よって、平成28年2月定例会において、条例改正が行われ、平成28年4月分の会議出席費用弁償から支給が行われている。

なお、会議出席費用弁償の受領を拒否されている議員もいることから、市（事務局）としては、当該議員に支給すべき会議出席費用弁償の額を法務局に供託している。

評 価	4	1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他
	【評価理由】 ○ 当該項目については、議会自らによる評価にはなじまない。	

条文改正 の必要性	2	1 有 2 無
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】	
今後の 取組の 方向性	○ 今後も社会情勢等を踏まえ、適時見直しを行う。	

評価項目	18 政務活動費					
関係条文 及び条文 の解説	<p>【関係条文】</p> <p>(政務活動費)</p> <p>第22条 議会は、政務活動費を活用して、政策立案及び政策提言並びに市長その他の執行機関に対する適切な監視及び評価などの議会活動の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 政務活動費については、その用途の透明性を確保しなければならない。</p> <p>3 政務活動費の交付に関する事項については、別に条例で定める。</p> <p>【条文の解説】</p> <p>本条は、政務活動費について規定しています。</p> <p>なお、政務活動費の交付に関する事項については、「北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例」で規定されています。</p> <p>※ 政務活動費</p> <p>地方自治法の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として交付される費用である。</p>					
取組状況	<p>1 政務活動費</p> <p>(1) 概要</p> <p>市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派に対し政務活動費を毎月交付している。交付額は各月1日における会派の所属議員数に35万円を乗じた額。</p> <p>会派の経理責任者は、収支報告書及び当該支出に係る領収書を毎年4月30日までに議長及び市長に提出しなければならない。</p> <p>(2) 条例施行(平成23年10月1日)後の主な取組</p> <p>ア 「政務活動費の用途基準の運用マニュアル」を改訂(平成25年3月、平成31年4月)。</p> <p>イ 議会改革の一環として、政務調査費の交付額を38万円から35万円に引き下げを行った(平成25年2月10日施行)。</p> <p>ウ 制度の説明とともに、収支報告書や運用マニュアルを市議会ホームページで公開(平成26年6月から)。</p> <p>エ 収支報告書・領収書等の閲覧対象者を「市民」から「何人も」に拡大(平成31年4月1日条例施行)。</p>					
評価	2	<table border="1"> <tr> <td>1 十分できている</td> <td>2 ある程度できている</td> </tr> <tr> <td>3 できていない</td> <td>4 その他</td> </tr> </table>	1 十分できている	2 ある程度できている	3 できていない	4 その他
1 十分できている	2 ある程度できている					
3 できていない	4 その他					
<p>【評価理由】</p> <p>○ 政務活動費の活用については、これまでマニュアルの改訂や交付額の引き下げなどの積極的な見直しを行うとともに、政策立案及び政策提言等の議会活動の充実強化のため、適切に活用されている。</p>						

	○ 政務活動費の使途の透明性の確保については、これまで収支報告書やマニュアルの市議会ホームページでの公開等、積極的に改善を図ってきたものの、さらに改善する余地がある。	
条文改正 の必要性	2	1 有 2 無
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】	
今後の 取組の 方向性	○ 使途の透明性のさらなる確保について、引き続き検討する。	

評価項目	19 議員の資産等の公開	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】 (議員の資産等の公開) 第23条 政治倫理の確立のための議員の資産等の公開については、別に条例で定める。</p> <p>【条文の解説】 本条は、議員の資産等の公開について規定しています。なお、本市議会では、「政治倫理の確立のための北九州市議会の議員の資産等の公開に関する条例」に基づき資産等の公開を行っています。</p>	
取組状況	<p>1 議員の資産等の公開</p> <p>(1) 概要 議員の所有する資産や所得状況などを、自ら明らかにすることにより、政治倫理を確立し、市民の信頼を確保する。</p> <p><公開の対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員が、毎年、新たに取得した資産等 ・ 議員の所得等 ・ 関連会社の役職等（報酬を得ている場合に限る） ○ 任期開始時に報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員が所有する資産等 <p>(2) 条例施行（平成23年10月1日）後の主な取組 各種法改正時に、様式の改訂を行っている。</p>	
評価	4	<p>1 十分できている 2 ある程度できている 3 できていない 4 その他</p> <p>【評価理由】 ○ 評価になじまない。</p>
条文改正の必要性	2	<p>1 有 2 無</p> <p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p>
今後の取組の方向性	<p>○ 規定に基づき、今後も適切に公開を行う。</p>	

評価項目	20 他の条例等との関係・条例の見直し	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】</p> <p>(他の条例等との関係)</p> <p>第24条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第25条 議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行う。</p> <p>【条文の解説】</p> <p>第24条</p> <p>本条は、この条例と他の条例等との関係を定めています。議会に関する他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例が定める事項との整合を図ることを規定しています。</p> <p>第25条</p> <p>本条は、必要に応じて、この条例の見直しを行うことを規定しています。</p>	
取組状況	<p>1 条例の一部改正</p> <p>(1) 概要</p> <p>平成24年12月に一部改正(地方自治法改正等によるもの)。</p> <p>2 条例の検証・見直し</p> <p>(1) 概要</p> <p>令和元年6月に議会基本条例検証委員会を設置。条例の検証・見直しを実施(現在実施中)。</p>	
評価	2	<p>1 十分できている 2 ある程度できている</p> <p>3 できていない 4 その他</p> <p>【評価理由】</p> <p>○ 現在、議会基本条例検証委員会において、議会及び議員の活動が「市民との協働による開かれた議会の実現を図り、もって市民の福祉の増進及び市政の発展に寄与する」という条例の目的を達成しているか、との視点から検証・評価を行い、条例改正の必要があるものについては見直すこととしている。</p>

条文改正 の必要性	2	1 有 2 無
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】	
今後の 取組の 方向性	○ 議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、引き続き、本条例との整合を図るものとする。	

議会基本条例検証委員会 条文追加案

項目	＜新規＞議会の災害及び健康危機等への対応
条文案 及び条文 の解説案	<p>【関係条文】</p> <p>第4章 議会の災害及び健康危機等への対応 (災害及び健康危機等発生時の体制の整備)</p> <p>第6条 議会は、大規模災害及び重大な健康被害等の危機発生による緊急の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民の安全と安心を確保するため、市長その他の行政機関と連携・協力し、迅速な活動が図られるよう、大規模災害及び重大な健康被害等の危機発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。</p> <p>【条文の解説】</p> <p>本条では、本市における危機管理の基本姿勢、基本方針である「北九州市危機管理基本指針」の趣旨を踏まえ、地震や台風等の大規模災害や、感染症等の重大な健康危機をはじめとした様々な危機発生時における、議会としての体制の整備について規定しています。</p> <p>なお、本規定は、令和元年に確認されて以降、全世界的に重大な健康被害を及ぼした新型コロナウイルス感染症による健康危機を契機に、様々な危機発生時に、本市議会として市長その他の行政機関と一丸となり、危機被害の防止及び軽減に何よりも全力で努め、市民の安全と安心を守り抜くという力強い決意を定めたものです。</p>
条文追加 の必要性	<p>大規模災害への対応は無論のこと、現在、本市だけではなく全世界的な最重要課題となっている新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする様々な危機への対応等に当たり、本市議会として、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民の安全と安心を確保するとの決意や、係る体制を整備することについて明確にするため。</p>

条文追加 箇所案	現行条文中、「第3章 議員の役割」の次に、新たに「第4章 議会の災害及び健康危機等への対応」及び「第6条 災害及び健康危機等発生時の体制の整備」を追加し、以下条文等を順次繰り下げる。	
	新	旧
	<p>第3章 議員の役割 (会派)</p> <p>第5条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、～(略)～</p> <p>3 会派は、～(略)～</p> <p><u>第4章 議会の災害及び健康危機等への対応</u> (<u>災害及び健康危機等発生時の体制の整備</u>)</p> <p>第6条 議会は、<u>大規模災害及び重大な健康被害等の危機発生による緊急の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民の安全と安心を確保するため、市長その他の行政機関と連携・協力し、迅速な活動が図られるよう、大規模災害及び重大な健康被害等の危機発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>第5章 議会と執行機関の関係 (市長その他の執行機関との関係)</p> <p>第7条 二元代表制の下、議事機関である議会と市長その他の執行機関は、独立対等の立場で、適度な緊張関係と信頼関係を築き、相互の議論を深め、調整を行いながら、本市の意思決定を行う。</p>	<p>第3章 議員の役割 (会派)</p> <p>第5条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、～(略)～</p> <p>3 会派は、～(略)～</p> <p>第4章 議会と執行機関の関係 (市長その他の執行機関との関係)</p> <p>第6条 二元代表制の下、議事機関である議会と市長その他の執行機関は、独立対等の立場で、適度な緊張関係と信頼関係を築き、相互の議論を深め、調整を行いながら、本市の意思決定を行う。</p>

<p>取組状況</p>	<p>1 主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 4 月 1 日に「北九州市議会災害・市民安全確保対応指針」を策定。 ・平成 30 年及び令和元年の 9 月定例会開会日の散会後に、議場において地震の発生を想定した避難訓練を実施。 ・新型コロナウイルス感染症対策に関する対策改善に係る要望等の一元化に新たに当たり、「北九州市議会災害・市民安全確保対応指針」における、市長その他の行政機関への情報伝達の流れを準用。
<p>他政令市議会の状況</p>	<p>1 議会基本条例制定当初から規定</p> <p>(1) 札幌市 (災害時の議会の役割)</p> <p>第 5 条 議会は、災害が発生した場合においては、生活基盤の整備、市民生活の回復等に必要な予算を迅速に決定し、必要に応じて関係機関と連携を図るための組織を設置するなど、災害からの復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組むものとする。</p> <p>(2) 千葉市 (災害対応)</p> <p>第 24 条 議会及び議員は、大規模災害の発生時において、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、市長等と連携協力して迅速かつ機動的な対応を図るものとする。</p> <p>(3) 横浜市 第 6 章 議会の災害対応 (災害時の体制の整備)</p> <p>第 17 条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と協力し、大規模災害等の発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。</p> <p>(災害時の議会の役割)</p> <p>第 18 条 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市民の生活基盤の回復、整備等に必要な予算を迅速に定めるとともに、必要に応じて、国等と連携を図り、災害からの復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組むものとする。</p> <p>2 議長は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための組織を設置するものとする。</p>

3 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、状況を調査し、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、必要に応じて、市長又は国等に対し、提案、提言、要望等を行うものとする。

(災害時の議員の役割)

第 19 条 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、議長へ自らの安否及び所在を明らかにするため、連絡するものとする。

2 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導又は避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努めるものとする。

3 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災状況、被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じて、議長に報告するものとする。

2 議会基本条例の見直しに伴い規定を追加

・堺市議会・・・平成29年に追加（当初、平成25年に制定）

第 2 章 議会の権限

(議会の役割及び責務)

第 2 条 議会は、二元代表制のもと、次に掲げる役割を担い、責務を負う。

(1) 議事機関として、議案の審議及び審査を行い、本市の意思決定を行うこと。

(2) 市長等の事務執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。

(3) 市政の課題等について調査を行い、政策立案及び提言を行うこと。

(4) 決議、意見書等により、国又は関係行政庁に対し、意見表明を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割のうち、災害等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を負うものとする。

3 前項の規定により継続して担うべき役割及びこれに係る責務に関する計画は、議長が別に定めるものとする。